

# 住宅取得を応援します！ メリットが出る 4つの支援策！



**1 住宅ローン減税の控除期間が13年間**

**2 すまい給付金は最大50万円**

**3 贈与税非課税枠は最大1,500万円**

**4 新築最大40万円相当  
リフォーム最大30万円相当  
グリーン住宅ポイント制度を創設**

(一定の要件を満たす場合、新築最大100万円相当に引き上げ。  
既存住宅の購入や賃貸住宅の建設もポイント対象に)

併用可能です！

※裏面の(注)を参照

詳細は裏面をご覧ください





# 【4つの支援策それぞれの要点】



## 1 住宅ローン減税の控除期間が13年間

### 概要

住宅ローン減税の控除期間13年の措置の継続。適用年の11～13年目までの各年の控除限度額は、以下のいずれか小さい額。

- ・住宅借入金等の年末残高(4,000万円※を限度)×1%
- ・建物購入価格(4,000万円※を限度)×2/3%(2%÷3年)

※長期優良住宅や低炭素住宅の場合：借入金年末残高の上限5,000万円、建物購入価格の上限5,000万円。

また、上記の措置が適用となる場合、住宅の床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の方に限り、40㎡以上に緩和。

### 対象者

消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得、リフォームに係る契約を以下の期間に締結し、令和4年末までに入居した方

- ・注文住宅の場合：令和2年10月～令和3年9月末
- ・その他の場合：令和2年12月～令和3年11月末

※40㎡台は令和3年1月～令和4年末に入居した方

●お問合せ先 国土交通省住宅局住宅企画官付  
☎03-5253-8111(代表)

## 2 すまい給付金は最大50万円

### 概要

収入に応じて現金を給付。収入の目安は775万円以下、給付額は最大50万円。

### 対象者

消費税率10%が適用される新築、中古住宅の取得で、令和3年12月末までに引渡しを受け、入居した方

- ※住宅ローン利用／現金取得のいずれの場合も対象
- ※住宅ローン減税の契約期間と入居期限の延長、床面積要件の緩和に応じた措置を実施予定

●お問合せ先 すまい給付金事務局  
<http://sumai-kyufu.jp>



0570-064-186

ナビダイヤルは通話料がかかります

受付：9時～17時／土・日・祝を含む／

PHS や一部の IP 電話からは 045-330-1904

## 3 贈与税非課税枠は最大1,500万円

### 概要

父母や祖父母等の直系尊属から、住宅取得等資金の贈与を受けて消費税率10%が適用される住宅を取得等した場合、最大1,500万円までの贈与が非課税(消費税率10%が適用されない場合は最大1,000万円)。また、消費税率10%が適用される場合、住宅の床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の方に限り、40㎡以上に緩和。

### 対象者

新築・中古住宅の取得、リフォームに係る契約を令和3年12月末までに締結した方

※40㎡台は令和3年4月～令和3年12月末に契約を締結した方

●お問合せ先

国土交通省住宅局住宅企画官付  
☎03-5253-8111(代表)

## 4 新築最大40万円相当。リフォーム最大30万円相当。グリーン住宅ポイント制度を創設。

(一定の要件を満たす場合、新築最大100万円相当に引き上げ  
既存住宅の購入や賃貸住宅の建設もポイント対象に)

### 概要

一定の省エネ性能を有する住宅の新築(持家・賃貸)、一定のリフォームや既存住宅の購入を行う場合、商品や一定の追加工事と交換可能なポイントを付与

### 対象者

一定の住宅の新築(持家・賃貸)・リフォーム、既存住宅の購入で、令和2年12月15日から令和3年10月31日までに契約を締結した方

●お問合せ先 住宅ポイント制度お問合せ窓口  
☎03-6730-5414

受付：9時～17時／土・日・祝を含む

(注)②～④を住宅ローン減税と併用する場合、交付額や受贈額を住宅の取得価額等から差し引くことが必要になる場合があります。

詳しくは国土交通省のHPへ <http://www.mlit.go.jp>

